

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第4886365号  
(P4886365)

(45) 発行日 平成24年2月29日 (2012. 2. 29)

(24) 登録日 平成23年12月16日 (2011. 12. 16)

(51) Int. Cl.		F 1			
<b>G06Q</b>	<b>20/40</b>	<b>(2012.01)</b>	G06F	17/60	4 1 4
<b>G06Q</b>	<b>30/08</b>	<b>(2012.01)</b>	G06F	17/60	3 1 6
<b>G06Q</b>	<b>30/06</b>	<b>(2012.01)</b>	G06F	17/60	3 3 4

請求項の数 4 (全 17 頁)

(21) 出願番号	特願2006-153726 (P2006-153726)	(73) 特許権者	500257300
(22) 出願日	平成18年6月1日 (2006. 6. 1)		ヤフー株式会社
(65) 公開番号	特開2007-323425 (P2007-323425A)		東京都港区赤坂9丁目7番1号
(43) 公開日	平成19年12月13日 (2007. 12. 13)	(74) 代理人	100106002
審査請求日	平成20年10月21日 (2008. 10. 21)		弁理士 正林 真之
前置審査		(72) 発明者	今西 謙太郎
			東京都港区六本木6丁目10番1号 ヤフー株式会社内
		(72) 発明者	濱田 みなみ
			東京都港区六本木6丁目10番1号 ヤフー株式会社内
		審査官	山本 雅士

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 本人確認を行う方法および当該方法を実現するサーバ

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

通信ネットワークを介してネットオークションにおける会員登録を希望するユーザの端末およびエージェントの本人確認端末と接続可能なサーバにより登録を希望するユーザの本人確認を行う方法であって、

前記会員登録を希望する前記ユーザの端末に、住所データおよび氏名データを少なくとも含んで構成する登録申込データの入力を受け付ける画面を表示するためのデータを送信するステップと、

前記会員登録を希望する前記ユーザの端末からの、前記登録申込データを受信したことに応じて、暗証データを生成して前記登録申込データに関連付けて記憶部に記憶するステップと、

生成した前記暗証データを、前記会員登録を希望するユーザの端末に表示させるために送信するステップと、

前記エージェントの本人確認端末からの、記憶した前記会員登録を希望するユーザのうち指定されたユーザの氏名データおよび住所データの送信要求を表すデータを受信したことに応じて、指定された前記ユーザの氏名データおよび住所データを、前記エージェントの本人確認端末に表示させるために送信するステップと、

前記エージェントの本人確認端末からの暗証データを受信したことに応じて、指定された前記ユーザの登録申込データに関連付けられた暗証データを記憶部から読み出して、受信した前記エージェントの本人確認端末からの暗証データと一致するか否かを確認するス

テップと、

一致すると確認した場合に、当該ユーザについて登録を許可する旨を示すデータを生成して前記登録申込データに関連付けて記憶部に記憶するステップと、

生成した前記登録を許可する旨を示すデータを、前記エージェントの本人確認端末に表示させるために送信するステップと、を含み、

前記サーバは、前記登録申込データの入力を受け付ける画面を表示するためのデータを送信するステップにおいて、複数の本人確認用の証明書の中からの選択を受け付ける画面を表示するためのデータをさらに送信し、

前記会員登録を希望する前記ユーザの端末からの、前記本人確認用の証明書の選択を示すデータを受信したことに応じて、前記サーバは、前記選択を示すデータを前記登録申込データに関連付けて記憶部に記憶するステップをさらに含み、

指定された前記ユーザの氏名データおよび住所データを、前記エージェントの本人確認端末に表示させるために送信するステップにおいて、前記サーバは、前記エージェントが前記ユーザに提示を求める証明書の種類を前記エージェントの本人確認端末に表示させるデータとして前記選択を示すデータをさらに送信する方法。

【請求項 2】

前記サーバは、前記エージェントの本人確認端末に表示させるための地図データを記憶しており、

指定された前記ユーザの氏名データおよび住所データを、前記エージェントの本人確認端末に表示させるために送信するステップにおいて、前記住所データが示す住所の位置を含む地図データをさらに前記エージェントの本人確認端末に表示させるために送信する請求項 1 に記載の方法。

【請求項 3】

前記本人確認用の証明書は写真付証明書である請求項 1 または 2 に記載の方法。

【請求項 4】

登録を希望するユーザの本人確認を行うために、通信ネットワークを介してネットワーク上における会員登録を希望するユーザの端末およびエージェントの本人確認端末と接続可能なサーバであって、

前記会員登録を希望する前記ユーザの端末に、住所データおよび氏名データを少なくとも含んで構成する登録申込データの入力を受け付ける画面を表示するためのデータを送信する手段と、

前記会員登録を希望する前記ユーザの端末からの、前記登録申込データを受信したことに応じて、暗証データを生成して前記登録申込データに関連付けて記憶部に記憶する手段と、

生成した前記暗証データを、前記会員登録を希望するユーザの端末に表示させるために送信する手段と、

前記エージェントの本人確認端末からの、記憶した前記会員登録を希望するユーザのうち指定されたユーザの氏名データおよび住所データの送信要求を表すデータを受信したことに応じて、

指定された前記ユーザの氏名データおよび住所データを、前記エージェントの本人確認端末に表示させるために送信する手段と、

前記エージェントの本人確認端末からの暗証データを受信したことに応じて、指定された前記ユーザの登録申込データに関連付けられた暗証データを記憶部から読み出して、受信した前記エージェントの本人確認端末からの暗証データと一致するか否かを確認する手段と、

一致すると確認した場合に、当該ユーザについて登録を許可する旨を示すデータを生成して前記登録申込データに関連付けて記憶部に記憶する手段と、

生成した前記登録を許可する旨を示すデータを、前記エージェントの本人確認端末に表示させるために送信する手段と、を備え、

前記登録申込データの入力を受け付ける画面を表示するためのデータを送信する手段は

10

20

30

40

50

、複数の本人確認用の証明書の中からの選択を受け付ける画面を表示するためのデータをさらに送信し、

前記会員登録を希望する前記ユーザの端末からの、前記本人確認用の証明書の選択を示すデータを受信したことに応じて、前記サーバは、前記選択を示すデータを前記登録申込データに関連付けて記憶部に記憶する手段をさらに備え、

指定された前記ユーザの氏名データおよび住所データを、前記エージェントの本人確認端末に表示させるために送信する手段は、前記エージェントが前記ユーザに提示を求める証明書の種類を前記エージェントの本人確認端末に表示させるデータとして前記選択を示すデータをさらに送信するサーバ。

【発明の詳細な説明】

10

【技術分野】

【0001】

本発明は、本人確認を行う方法および当該方法を実現するサーバに関する。特に、登録を希望するユーザの本人確認を行う方法および当該方法を実現するサーバに関する。

【背景技術】

【0002】

従来、インターネット上で実施されるオークション（いわゆるネットオークション）等で出品者が出品した商品を落札者が落札して売買が成立すると、出品者と落札者の間で商品の受け渡しと対価の支払が行われる。

【0003】

20

ここで、ネットオークションにおいては、ネットワーク上のみで出品、入札、落札の各プロセスが実現するため、その利便性の高さから利用者が急速に増え、社会に普及してきている。一方で、出品から落札までのプロセスがネットワーク用のみで完結するがゆえに、現実の商品や代金の支払に際して、品物が届かない、代金が回収できない、等のトラブルが起こっている。

【0004】

このため、ネットオークションの運営者等は、出品者、入札者が信用に足る人間かどうかを会員登録のプロセスを経ることで確認することがある。

【0005】

たとえば、ネットオークションのサイト上に会員登録ページを用意し、出品者や落札者に会員登録のための情報入力を課している。たとえば、住所、氏名を入力させる場合があるが、これだけでは不十分と考える場合には、クレジットカードの番号や、銀行口座の番号等、第三者の発行・管理する情報を入力させる場合もある。

30

【0006】

しかしながら、クレジットカードの番号や銀行口座の番号を入力することは、ユーザにとってハードルが高く、売買が成立しない限り必要のない情報でもあるため、これらの情報を入力することなく、簡易な形で本人確認をする方法が求められている。

【0007】

このような状況において、特許文献1においては、ネットワーク上で商品の注文をした会員ユーザには顔写真を暗号化した二次元バーコードを含む商品引き換え票のデータが当該ユーザに送られる。当該ユーザがそのデータをプリントアウトして出力された商品引き換え票を指定のコンビニエンスストアに持ってゆくと、当該商品引き換え票に印刷された二次元バーコードが読み取られて本人の顔写真が復元するので、店員が顔を見比べることによって本人確認を行う方法が開示されている。

40

【特許文献1】特開2002-259608号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0008】

しかしながら、特許文献1の方法によれば、ユーザは自分で暗号化された2次元バーコードをプリントアウトする必要があり、さらに自宅等からコンビニエンスストア等に出か

50

ける必要がある。

【0009】

そこで、本発明は、ユーザにとってより簡易な方法で本人確認を行う方法を提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0010】

本発明は、次のようなものを提供する。

【0011】

(1) 通信ネットワークを介してユーザの端末およびエージェントの本人確認端末と接続可能なサーバにより登録を希望するユーザの本人確認を行う方法であって、

登録を希望する前記ユーザの端末に、住所データおよび氏名データを少なくとも含んで構成する登録申込データの入力を受け付ける画面を表示するためのデータを送信するステップと、

登録を希望する前記ユーザの端末からの、前記登録申込データを受信したことに応じて、暗証データを生成して前記登録申込データに関連付けて記憶部に記憶するステップと、生成した前記暗証データを、前記登録を希望するユーザの端末に表示させるために送信するステップと、

前記エージェントの本人確認端末からの、記憶した前記登録を希望するユーザのうち指定されたユーザの氏名データおよび住所データの送信要求を表すデータを受信したことに

応じて、指定された前記ユーザの氏名データおよび住所データを、前記エージェントの本人確認端末に表示させるために送信するステップと、

前記エージェントの本人確認端末からの暗証データを受信したことに応じて、指定された前記ユーザの登録申込データに関連付けられた暗証データを記憶部から読み出して、受信した前記エージェントの本人確認端末からの暗証データと一致するか否かを確認するステップと、

一致すると確認した場合に、当該ユーザについて登録を許可する旨を示すデータを生成して前記登録申込データに関連付けて記憶部に記憶するステップと、

生成した前記登録を許可する旨を示すデータを、前記エージェントの本人確認端末に表示させるために送信するステップと、を含む方法。

【0012】

(1)の構成によれば、通信ネットワークを介してユーザの端末およびエージェントの本人確認端末と接続可能なサーバは、

登録を希望する前記ユーザの端末に、住所データおよび氏名データを少なくとも含んで構成する登録申込データの入力を受け付ける画面を表示するためのデータを送信し、

登録を希望するユーザの端末からの、前記登録申込データを受信したことに応じて、暗証データを生成して前記登録申込データに関連付けて記憶部に記憶し、

生成した前記暗証データを、前記登録を希望するユーザの端末に表示させるために送信し、

前記エージェントの本人確認端末からの、記憶した前記登録を希望するユーザのうち指定されたユーザの氏名データおよび住所データの送信要求を表すデータを受信したことに

応じて、指定された前記ユーザの氏名データおよび住所データを、前記エージェントの本人確認端末に表示させるために送信し、

前記エージェントの本人確認端末からの暗証データを受信したことに応じて、指定された前記ユーザの登録申込データに関連付けられた暗証データを記憶部から読み出して、受信した前記エージェントの本人確認端末からの暗証データと一致するか否かを確認し、

一致すると確認した場合に、当該ユーザについて登録を許可する旨を示すデータを生成して前記登録申込データに関連付けて記憶部に記憶し、

生成した前記登録を許可する旨を示すデータを、前記エージェントの本人確認端末に表

10

20

30

40

50

示させるために送信することができる、という作用効果を奏する。

【0013】

このことにより、前記サーバは、登録を希望するユーザの端末に表示するために暗証データを生成して送信し、その後エージェントの本人確認端末に表示するために、前記ユーザの住所データおよび氏名データを送信し、当該本人確認端末から入力された暗証データを受信することによって生成して記憶している暗証データと一致するか否かを確認することによって本人確認を行うことができる。

【0014】

その結果、ユーザは、自宅を出ることなく、また、プリンタ等の機器を必要とせず、エージェントの本人確認端末に暗証データを入力することによって、本人確認を行うことができる。

10

【0015】

ここで、暗証データとしては、暗証番号、暗証記号等、ユーザがメモ等を取ることによって記録できるレベルのものが望ましい。

【0016】

本人確認を行うエージェントが、本人確認端末に表示された住所にその住所に対して生成された暗証データを入力できる人間が存在することを同時に確認できるため、ユーザにとってみれば、住所と氏名という最小限の入力にもかかわらず、精度の高い本人確認を行うことができる。

【0017】

しかも、本人がコンビニエンスストア等に出かけていく手間も省ける、という効果がある。

20

【0018】

エージェントの本人確認端末は、たとえば、郵便局や、宅配業者の配達員が所持することによって、実施することができる。

【0019】

本人確認端末としては、詳しくは後述するが、通信ネットワークに接続可能であり、本人の住所、氏名が表示可能であり、暗証データの入力受付が可能なものであれば様々な機器が利用できる。ノート型のコンピュータやPDA(Personal Data Assistant)のほか、携帯電話やその他のディスプレイ装置と入力装置を備えた携帯端末が利用できる。

30

【0020】

(2) 前記サーバは、前記エージェントの本人確認端末に表示させるための地図データを記憶しており、

指定された前記ユーザの氏名データおよび住所データを、前記エージェントの本人確認端末に表示させるために送信するステップにおいて、前記住所データが示す住所の位置を含む地図データをさらに前記エージェントの本人確認端末に表示させるために送信する(1)に記載の方法。

【0021】

(2)の構成によれば、前記サーバは、前記エージェントの本人確認端末に表示させるための地図データを記憶しており、

40

指定された前記ユーザの氏名データおよび住所データを、前記エージェントの本人確認端末に表示させるために送信するステップにおいて、前記住所データが示す住所の位置を含む地図データをさらに前記エージェントの本人確認端末に表示させるために送信することができる、という作用効果を奏する。

【0022】

このことにより、前記サーバは、前記エージェントが本人確認を行う際に訪問すべき位置が含まれる地図を、前記エージェントの本人確認端末に表示させることができる。

【0023】

その結果、前記エージェントは、本人確認に向かう際に訪問先を容易に把握することが

50

できる。さらに、住所データの番地の読み間違いなどに起因するトラブルや、本人確認の誤認を未然に防ぐ効果が期待できる。

【 0 0 2 4 】

( 3 ) 前記サーバは、前記登録申込データの入力を受け付ける画面を表示するためのデータを送信するステップにおいて、本人確認用の証明書の選択を受け付ける画面を表示するためのデータをさらに送信し、

登録を希望する前記ユーザの端末からの、前記本人確認用の証明書の選択を示すデータを受信したことに応じて、前記選択を示すデータを前記登録申込データに関連付けて記憶部に記憶するステップをさらに含み、

指定された前記ユーザの氏名データおよび住所データを、前記エージェントの本人確認端末に表示させるために送信するステップにおいて、前記選択を示すデータをさらに送信する( 1 )または( 2 )に記載の方法。

10

【 0 0 2 5 】

( 3 )の構成によれば、前記サーバは、前記登録申込データの入力を受け付ける画面を表示するためのデータを送信するステップにおいて、本人確認用の証明書の選択を受け付ける画面を表示するためのデータをさらに送信し、

登録を希望する前記ユーザの端末からの、前記本人確認用の証明書の選択を示すデータを受信したことに応じて、前記選択を示すデータを前記登録申込データに関連付けて記憶部に記憶し、

指定された前記ユーザの氏名データおよび住所データを、前記エージェントの本人確認端末に表示させるために送信するステップにおいて、前記選択を示すデータをさらに送信することができる、という作用効果を奏する。

20

【 0 0 2 6 】

このことにより、前記サーバは、本人確認の精度をさらに向上させるための証明書の選択を受け付ける画面を前記ユーザの端末に表示し、前記ユーザによる前記証明書の選択を示すデータを前記エージェントの本人確認端末に表示させることができる。

【 0 0 2 7 】

その結果、前記エージェントは、本人確認を行う際に、前記ユーザに前記選択をされた証明書の提示を求め、示された証明書に記載された住所氏名等の内容を確認することによって、本人の入力した住所データおよび氏名データ、実際に訪問した住所に加えて、第三の証拠として当該証明書の記載内容と照合し、さらに本人確認の精度を向上させることができる。

30

【 0 0 2 8 】

( 4 ) 前記本人確認用の証明書は写真付証明書である( 3 )に記載の方法。

【 0 0 2 9 】

( 4 )の構成によれば、前記サーバは、前記登録申込データの入力を受け付ける画面を表示するためのデータを送信するステップにおいて、本人確認用の写真付証明書の選択を受け付ける画面を表示するためのデータをさらに送信し、

登録を希望する前記ユーザの端末からの、前記本人確認用の写真付証明書の選択を示すデータを受信したことに応じて、前記選択を示すデータを前記登録申込データに関連付けて記憶部に記憶し、

40

指定された前記ユーザの氏名データおよび住所データを、前記エージェントの本人確認端末に表示させるために送信するステップにおいて、前記選択を示すデータをさらに送信することができる、という作用効果を奏する。

【 0 0 3 0 】

このことにより、前記サーバは、本人確認の精度をさらに向上させるための写真付証明書の選択を受け付ける画面を前記ユーザの端末に表示し、前記ユーザによる前記写真付証明書の選択を示すデータを前記エージェントの本人確認端末に表示させることができる。

【 0 0 3 1 】

その結果、前記エージェントは、本人確認を行う際に、前記ユーザに前記選択をされた

50

写真付証明書の提示を求め、示された写真に写っている人物と本人を見比べることによって、同じ住所に同居人がいる場合などにおいて、さらに本人確認の精度を向上させることができる。

【0032】

(5) 登録を希望するユーザの本人確認を行うために、通信ネットワークを介してユーザの端末およびエージェントの本人確認端末と接続可能なサーバであって、

登録を希望する前記ユーザの端末に、住所データおよび氏名データを少なくとも含んで構成する登録申込データの入力を受け付ける画面を表示するためのデータを送信する手段と、

登録を希望する前記ユーザの端末からの、前記登録申込データを受信したことに応じて、暗証データを生成して前記登録申込データに関連付けて記憶部に記憶する手段と、

生成した前記暗証データを、前記登録を希望するユーザの端末に表示させるために送信する手段と、

前記エージェントの本人確認端末からの、記憶した前記登録を希望するユーザのうち指定されたユーザの氏名データおよび住所データの送信要求を表すデータを受信したことに応じて、

指定された前記ユーザの氏名データおよび住所データを、前記エージェントの本人確認端末に表示させるために送信する手段と、

前記エージェントの本人確認端末からの暗証データを受信したことに応じて、指定された前記ユーザの登録申込データに関連付けられた暗証データを記憶部から読み出して、受信した前記エージェントの本人確認端末からの暗証データと一致するか否かを確認する手段と、

一致すると確認した場合に、当該ユーザについて登録を許可する旨を示すデータを生成して前記登録申込データに関連付けて記憶部に記憶する手段と、

生成した前記登録を許可する旨を示すデータを、前記エージェントの本人確認端末に表示させるために送信する手段と、を備えるサーバ。

【0033】

(5)の構成によれば、前記サーバを運用することによって(1)と同様の作用効果を奏する。

【0034】

(6) 前記サーバは、前記エージェントの本人確認端末に表示させるための地図データを記憶しており、

指定された前記ユーザの氏名データおよび住所データを、前記エージェントの本人確認端末に表示させるために送信する手段は、前記住所データが示す住所の位置を含む地図データをさらに前記エージェントの本人確認端末に表示させるために送信する(5)に記載のサーバ。

【0035】

(6)の構成によれば、前記サーバを運用することによって(2)と同様の作用効果を奏する。

【0036】

(7) 前記サーバは、前記登録申込データの入力を受け付ける画面を表示するためのデータを送信する手段は、本人確認用の証明書の選択を受け付ける画面を表示するためのデータをさらに送信し、

登録を希望する前記ユーザの端末からの、前記本人確認用の証明書の選択を示すデータを受信したことに応じて、前記選択を示すデータを前記登録申込データに関連付けて記憶部に記憶する手段をさらに備え、

指定された前記ユーザの氏名データおよび住所データを、前記エージェントの本人確認端末に表示させるために送信する手段は、前記選択を示すデータをさらに送信する(5)または(6)に記載の方法。

【0037】

(7)の構成によれば、前記サーバを運用することによって(3)と同様の作用効果を奏する。

【0038】

(8) 前記本人確認用の証明書は写真付証明書である(7)に記載のサーバ。

【0039】

(8)の構成によれば、前記サーバを運用することによって(4)と同様の作用効果を奏する。

【発明の効果】

【0040】

本発明によれば、前記サーバは、登録を希望するユーザの端末に表示するために暗証データを生成して送信し、その後エージェントの本人確認端末に表示するために、前記ユーザの住所データおよび氏名データを送信し、当該本人確認端末から入力された暗証データを受信することによって生成して記憶している暗証データと一致するか否かを確認することによって本人確認を行うことができる。このことにより、本人確認を行うエージェントが、本人確認端末に表示された住所にその住所に対して生成された暗証データを入力できる人間が存在することを同時に確認できるため、ユーザにとってみれば、住所と氏名という最小限の入力にもかかわらず、精度の高い本人確認を行うことができる。

【発明を実施するための最良の形態】

【0041】

以下、本発明の実施形態について図面に基づいて説明する。

[システムの全体構成]

【0042】

図1は、本発明の好適な実施形態の一例に係る本人確認システム1の全体構成を示す図である。

【0043】

サーバ10は、通信ネットワーク40を介して、登録を希望するユーザの端末20およびエージェントの本人確認端末30と接続可能である。

【0044】

接続の形態としては、有線でも無線でもよく、エージェントの本人確認端末30は、ユーザの自宅等を訪問する際に無線通信アンテナ50等を介して無線通信により通信ネットワーク40と接続可能であることが望ましい。

【0045】

まず、登録を希望するユーザの端末20は、当該ユーザからの氏名データや住所データからなる申込データの入力を受け付けて通信ネットワーク40を介してサーバ10へ送信する。

【0046】

サーバ10は、送信された当該申込データを受信して、記憶部107に記憶すると共に、当該申込に対して暗証データを生成して当該ユーザの端末20に送信する。

【0047】

当該ユーザの端末20は、送信された当該暗証データを表示するので、当該ユーザはその暗証データをメモ等によって記録しておく。

【0048】

次に、エージェントの本人確認端末30からの住所データ等の送信要求に応じて、サーバ10は、住所データや氏名データをエージェントの本人確認端末30に送信する。

【0049】

エージェントの本人確認端末30は、訪問先として、受信した住所データや氏名データを表示する。そしてエージェントの本人確認端末30を持ったエージェントが、当該住所データや氏名データに従ってユーザの自宅等を訪問し、エージェントの本人確認端末30は、ユーザからの暗証データの入力を受け付けて通信ネットワーク40を介してサーバ10に送信する。

10

20

30

40

50



## 【0050】

サーバ10は、受信した暗証データと、記憶部107に記憶している暗証データとを比較し、一致するか否かを確認することによって、本人確認処理を実行する。

## 【0051】

一致した場合には、サーバ10は、確認が終了した旨を表示するデータをエージェントの本人確認端末30に表示させるために送信し、一致しなかった場合は、確認がNGであった旨を表示するデータをエージェントの本人確認端末30に送信する。

## 【0052】

このように、サーバ10は、ユーザは自宅で端末20から申込データを入力し、エージェントの本人確認端末30に表示された暗証データを入力するだけで、一連の本人確認処理を完了することができる。

[サーバのハードウェア構成]

## 【0053】

図2は、図1で説明した本発明の好適な実施形態の一例に係るサーバ10のハードウェア構成の一例を示す図である。サーバ10は、制御部101を構成するCPU(Central Processing Unit)1010(マルチプロセッサ構成ではCPU1012など複数のCPUが追加されてもよい)、バスライン1005、通信I/F1040、メインメモリ1050、BIOS(Basic Input Output System)1060、USBポート1090、I/Oコントローラ1070、ならびにキーボードおよびマウス1100等の入力手段や表示装置1022を備える。

## 【0054】

I/Oコントローラ1070には、テープドライブ1072、ハードディスク1074、光ディスクドライブ1076、半導体メモリ1078、等の記憶手段を接続することができる。

## 【0055】

BIOS1060は、サーバ10の起動時にCPU1010が実行するブートプログラムや、サーバ10のハードウェアに依存するプログラム等を格納する。

## 【0056】

記憶部107を構成するハードディスク1074は、サーバ10がサーバとして機能するための各種プログラムおよび本発明の機能を実行するプログラムを記憶しており、さらに必要に応じて各種データベースを構成可能である。

## 【0057】

光ディスクドライブ1076としては、たとえば、DVD-ROMドライブ、CD-ROMドライブ、DVD-RAMドライブ、CD-RAMドライブを使用することができる。この場合は各ドライブに対応した光ディスク1077を使用する。光ディスク1077から光ディスクドライブ1076によりプログラムまたはデータを読み取り、I/Oコントローラ1070を介してメインメモリ1050またはハードディスク1074に提供することもできる。また、同様にテープドライブ1072に対応したテープメディア1071を主としてバックアップのために使用することもできる。

## 【0058】

サーバ10に提供されるプログラムは、ハードディスク1074、光ディスク1077、またはメモリーカード等の記録媒体に格納されて提供される。このプログラムは、I/Oコントローラ1070を介して、記録媒体から読み出され、または通信I/F1040を介してダウンロードされることによって、サーバ10にインストールされ実行されてもよい。

## 【0059】

前述のプログラムは、内部または外部の記憶媒体に格納されてもよい。ここで、記憶部107を構成する記憶媒体としては、ハードディスク1074、光ディスク1077、またはメモリーカードの他に、MD等の光磁気記録媒体、テープ媒体を用いることができる。また、専用通信回線やインターネットに接続されたサーバシステムに設けたハードディ

10

20

30

40

50

スク1074または光ディスクライブラリー等の記憶装置を記録媒体として使用し、通信回線を介してプログラムをサーバ10に提供してもよい。

【0060】

ここで、表示装置1022は、ユーザにデータの入力を受け付ける画面を表示したり、サーバ10による演算処理結果の画面を表示したりするものであり、ブラウン管表示装置(CRT)、液晶表示装置(LCD)等のディスプレイ装置を含む。

【0061】

ここで、入力手段は、ユーザによる入力の受付を行うものであり、キーボードおよびマウス1100等により構成してよい。

【0062】

また、通信I/F1040は、サーバ10を専用ネットワークまたは公共ネットワークを介して端末と接続できるようにするためのネットワーク・アダプタである。通信I/F1040は、モデム、ケーブル・モデムおよびイーサネット(登録商標)・アダプタを含んでよい。

【0063】

以上の例は、サーバ10について主に説明したが、コンピュータに、プログラムをインストールして、そのコンピュータをサーバ装置として動作させることにより上記で説明した機能を実現することもできる。したがって、本発明において一実施形態として説明したサーバにより実現される機能は、上述の方法を当該コンピュータにより実行することにより、あるいは、上述のプログラムを当該コンピュータに導入して実行することによっても実現可能である。

[ 端末のハードウェア構成 ]

【0064】

登録を希望するユーザの端末20およびエージェントの本人確認端末30も、上述のサーバ10と同様な構成で実現できる。また、上述の例ではいわゆるコンピュータで実現した例について説明したが、さらに、本発明の原理が適用可能である限り、携帯電話、PDA(Personal Data Assistant)、ゲーム機等の様々な端末で実現してもよい。

【0065】

特に、エージェントの本人確認端末30は、ユーザの自宅等を訪問するために、PHS等の無線通信によりサーバ10と通信可能であることが望ましい。

【0066】

図3は、本発明の好適な実施形態の一例に係る暗証データ送信処理の詳細を示すフローチャートである。

【0067】

まず、サーバ10の制御部101は、ユーザの端末20からの住所データおよび氏名データの受付の受信を待機する(ステップS11)。

【0068】

ここで、図4は、本発明の好適な実施形態の一例に係るユーザの端末20が表示するオークション会員登録申込画面を示す図である。

【0069】

図4に示すように、登録を希望するユーザからの住所データおよび氏名データの受付、登録申込データの受付として受け付ける。さらに、精度のより高い本人確認を実施する場合には、写真付証明書の選択を示すデータの受付を受け付ける。なお、本人確認の要求精度など、状況に応じて、写真付証明書以外にも、写真の含まれていない証明書の選択を示すデータの受付を受け付けるようにしてもよい。いずれにしても、このような画面において、ユーザから受け付けた登録申込データを、端末20は、通信ネットワーク40を介してサーバ10に送信する。

【0070】

ここで、図3に戻って暗証データ送信処理について説明を続ける。

10

20

30

40

50

## 【 0 0 7 1 】

次に、端末 2 0 からの当該申込データを受信したことに応じて、サーバ 1 0 の制御部 1 0 1 は、当該住所データおよび氏名データを記憶部 1 0 7 に記憶する（ステップ S 1 2）。ここで、写真付証明書（あるいは、写真の含まれていない証明書）の選択を示すデータを合わせて受信している場合には、当該写真付証明書（あるいは、写真の含まれていない証明書）の選択を示すデータも記憶部 1 0 7 に記憶する。

## 【 0 0 7 2 】

次に、サーバ 1 0 の制御部 1 0 1 は、当該申込データについて、暗証データを生成してユーザの端末 2 0 へ通信ネットワーク 4 0 を介して送信する（ステップ S 1 3）。

## 【 0 0 7 3 】

ここで、サーバ 1 0 の制御部 1 0 1 が生成する暗証データは、乱数発生器等に基づいて生成してよく、暗証番号や暗証記号等、様々なものが採用できる。さらに使用する文字・記号としては、数字、英数字など、様々なものが用いられてよい。ユニーク性が損なわれない範囲でユーザがメモ等を取ることによって記録しやすい適当な桁数であることが望ましい。

## 【 0 0 7 4 】

ここで、図 3 に戻って暗証データ送信処理について説明を続ける。

## 【 0 0 7 5 】

次に、サーバ 1 0 の制御部 1 0 1 は、管理者等から停止指令を示すデータを受け付けるまで、上述の一連の処理を繰り返す（ステップ S 1 4）。

## 【 0 0 7 6 】

ここで、図 5 は、本発明の好適な実施形態の一例に係るサーバ 1 0 の記憶部 1 0 7 が記憶する本人確認テーブルを示す図である。

## 【 0 0 7 7 】

上述のように、サーバ 1 0 の記憶部 1 0 7 は、本人確認テーブルとして、登録申込データを構成する氏名データおよび住所データを、申込番号（申込 #）を付して記憶している。これが、本人確認のための一連の処理の一単位として管理されることになる。

## 【 0 0 7 8 】

さらに、サーバ 1 0 の記憶部 1 0 7 は、生成した暗証データ（発行暗証番号）を、登録申込データに関連付けて記憶している。サーバ 1 0 の制御部 1 0 1 は、この暗証データ（発行暗証番号）を、ユーザの端末 2 0 に表示するために送信し、このデータを、後述の本人確認端末 3 0 からの入力データと比較する対象として管理する。

## 【 0 0 7 9 】

ここで、写真付証明書の選択を示すデータを受信している場合には、サーバ 1 0 の記憶部 1 0 7 は、さらにそのデータを記憶する。図 5 の例においては、申込「# 0 0 0 1」として、氏名「出品太郎」、住所「東京都 市 町・・・」、暗証データ（発行暗証番号）「1 2 3 5 8 1」、写真付証明書の選択「免許証」を記憶しており、さらに、この件の本人確認結果が「未」（未確認）であることを記憶している。

## 【 0 0 8 0 】

図 6 は、本発明の好適な実施形態の一例に係る本人確認システムのユーザの端末 2 0 が表示するオークション会員登録申込結果画面を示す図である。

## 【 0 0 8 1 】

図 6 に示すように、ユーザの端末 2 0 は、サーバ 1 0 の制御部 1 0 1 が生成し、記憶部 1 0 7 に記憶している暗証データ「1 2 3 5 8 1」を画面に表示して、メモ等を促す。また、写真付証明書（あるいは、写真の含まれていない証明書）の選択も受け付けた場合には、受け付けた当該写真付証明書（あるいは、写真の含まれていない証明書）の用意を促す旨を表示する。

## [ 本人確認処理 ]

## 【 0 0 8 2 】

図 7 は、本発明の好適な実施形態の一例に係る本人確認処理の詳細を示すフローチャー

10

20

30

40

50

トである。

【0083】

まず、サーバ10の制御部101は、エージェントの本人確認端末30からの指定されたユーザの住所データおよび氏名データの送信要求を待機する(ステップS21)。

【0084】

エージェントの本人確認端末30からの住所データおよび氏名データの送信要求を示すデータを受信したことに応じて、サーバ10の制御部101は、指定されたユーザの住所データおよび氏名データを本人確認端末30に送信する(ステップS22)。

【0085】

ここで、ユーザの指定の方法としては、申込#、住所の属するエリアの指定など、様々なものが可能である。図示しないが、エージェントの本人確認端末30において、様々な検索画面を表示させ、指定入力を受け付けることができる。

10

【0086】

たとえば、エージェントが宅配業者であった場合には、配達ルート近辺のエリアを指定して、訪問すべきユーザの住所を検索することもできる。あるいは、逆に、サーバ10がエージェントの本人確認端末30の位置をGPS等によってあらかじめ捕捉した上で、本人確認の必要があるユーザの住所がその近辺に位置しているものを、エージェントの本人確認端末30にプッシュ型の送信プロトコルを用いて送信してもよい。

【0087】

ここで、図8は、本発明の好適な実施形態の一例に係るエージェントの本人確認端末30に表示される訪問先表示画面を示す図である。

20

【0088】

図8に示すように、エージェントの本人確認端末30は、当該エージェントが訪問するユーザの住所データおよび氏名データを表示する。

【0089】

図8の例においては、本人確認端末30はさらに訪問する当該ユーザの住所付近の地図を表示する。このことによって、エージェントは、訪問先を容易に把握できると共に、住所データの番地の読み違い等に起因する訪問先の勘違い等のミスを抑制することができる可能性がある。

【0090】

30

ここで、図7に戻って本人確認処理について説明を続ける。

【0091】

次に、サーバ10の制御部101は、エージェントの本人確認端末30からの暗証データの受信を待機する(ステップS23)。

【0092】

ここで、図9は、本発明の好適な実施形態の一例に係るエージェントの本人確認端末30が表示するご本人確認画面を示す図である。

【0093】

エージェントの本人確認端末30は、当該エージェントがユーザの自宅等を訪問し、ユーザと面会した上で、当該ユーザに暗証データの入力を求め、その入力を受け付ける。

40

【0094】

当該暗証データの入力を受け付け後、送信ボタンの押下を受け付けたことによって、エージェントの本人確認端末30は、通信ネットワーク40を介して、受け付けた暗証データをサーバ10に送信する。

【0095】

さらに、この例においては、写真付証明書の選択に応じた「免許証」の提示を求めることになっている。この場合には、当該エージェントが、当該ユーザに「免許証」の提示を求め、顔写真と一致していることを確認した上で、チェックボックスをクリックし、送信ボタンを押下する。なお、このチェックボックスは、当該ユーザにより勝手にチェックされないよう、別画面で入力を受け付けることとしてもよい。

50

## 【 0 0 9 6 】

ここで、図 7 に戻って本人確認処理について説明を続ける。

## 【 0 0 9 7 】

次に、サーバ 1 0 の制御部 1 0 1 は、当該エージェントの本人確認端末 3 0 からの暗証データを受信したことに応じて、受信した当該暗証データと、サーバ 1 0 の記憶部 1 0 7 に記憶している暗証データが一致するか否かを確認する（ステップ S 2 4 ）。

## 【 0 0 9 8 】

上述の確認の結果、一致した場合には（ステップ S 2 5 ）、サーバ 1 0 の制御部 1 0 1 は本人確認が完了した旨を示すデータを本人確認結果として、当該申込データに関連付けて記憶部 1 0 7 に記憶する（図 5 参照）。

10

## 【 0 0 9 9 】

さらに、サーバ 1 0 の制御部 1 0 1 は、本人確認が完了した旨を示すデータを本人確認端末 3 0 に表示させるために本人確認端末 3 0 に送信する（ステップ S 2 6 ）（図 1 0 参照）。

## 【 0 1 0 0 】

逆に、上述の確認の結果、一致しなかった場合には（ステップ S 2 5 ）、サーバ 1 0 の制御部 1 0 1 は、確認の結果が N G であった旨を示すデータを本人確認結果として、当該申込データに関連付けて記憶部 1 0 7 に記憶する。

## 【 0 1 0 1 】

さらに、サーバ 1 0 の制御部 1 0 1 は、本人確認が N G であった旨を示すデータを本人確認端末 3 0 に表示させるために本人確認端末 3 0 に送信する（ステップ S 2 7 ）（図 1 1 参照）。

20

## 【 0 1 0 2 】

このように、サーバ 1 0 の制御部 1 0 1 は、管理者などからの運用停止指令を受け付けるまで上述の一連の処理を繰り返し行う。（ステップ S 2 8 ）。

## 【 0 1 0 3 】

以上、本発明の実施形態について説明したが、本発明は上述した実施形態に限るものではない。また、本発明の実施形態に記載された効果は、本発明から生じる最も好適な効果を列挙したに過ぎず、本発明による効果は、本発明の実施例に記載されたものに限定されるものではない。

30

## 【 図面の簡単な説明 】

## 【 0 1 0 4 】

【 図 1 】本発明の好適な実施形態の一例に係る本人確認システム 1 の全体構成を示す図である。

【 図 2 】本発明の好適な実施形態の一例に係るサーバ 1 0 のハードウェア構成の一例を示す図である。

【 図 3 】本発明の好適な実施形態の一例に係る暗証データ送信処理の詳細を示すフローチャートである。

【 図 4 】本発明の好適な実施形態の一例に係るユーザの端末 2 0 が表示するオークション会員登録申込画面を示す図である。

40

【 図 5 】本発明の好適な実施形態の一例に係るサーバ 1 0 の記憶部 1 0 7 が記憶する本人確認テーブルを示す図である。

【 図 6 】本発明の好適な実施形態の一例に係る本人確認システムのユーザの端末 2 0 が表示するオークション会員登録申込結果画面を示す図である。

【 図 7 】本発明の好適な実施形態の一例に係る本人確認処理の詳細を示すフローチャートである。

【 図 8 】本発明の好適な実施形態の一例に係るエージェントの本人確認端末 3 0 に表示される訪問先表示画面を示す図である。

【 図 9 】本発明の好適な実施形態の一例に係るエージェントの本人確認端末 3 0 が表示するご本人確認画面を示す図である。

50

【図10】本発明の好適な実施形態の一例に係るエージェントの本人確認端末30が表示するご本人確認結果画面を示す図である。

【図11】本発明の好適な実施形態の一例に係るエージェントの本人確認端末30が表示するご本人確認結果画面を示す図である。

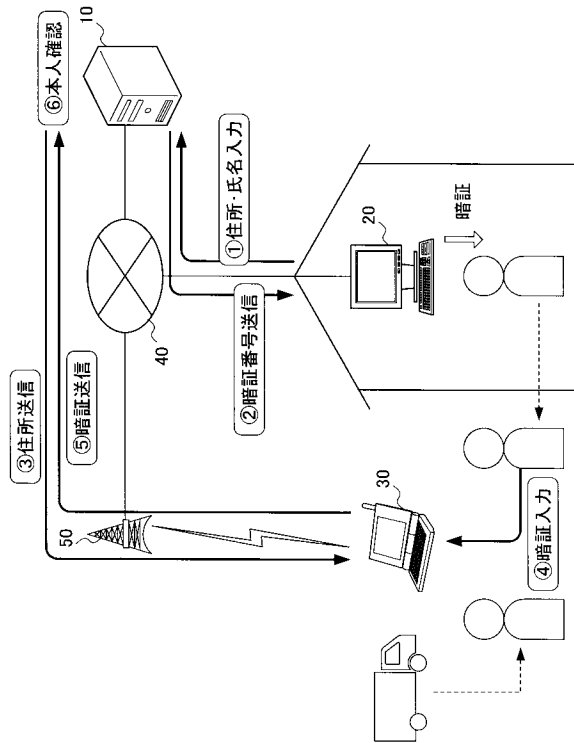
【符号の説明】

【0105】

- 1 本人確認システム
- 10 サーバ
- 20 ユーザの端末
- 30 エージェントの本人確認端末
- 40 通信ネットワーク
- 50 無線通信アンテナ

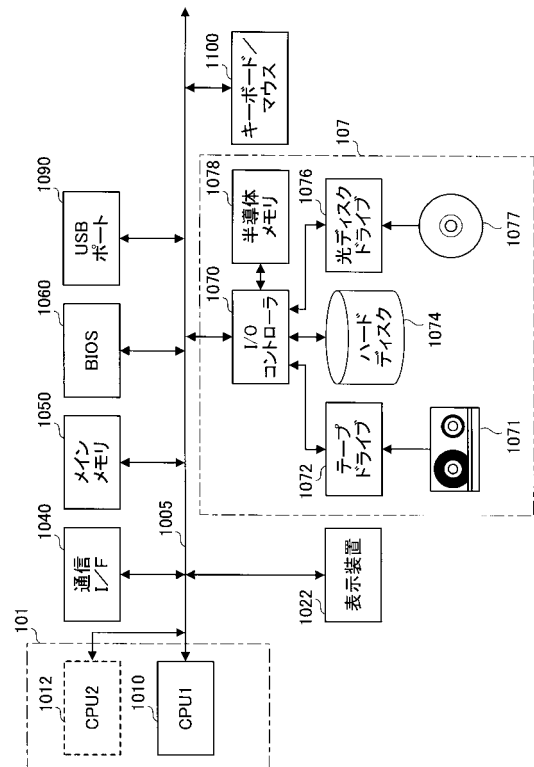
【図1】

1

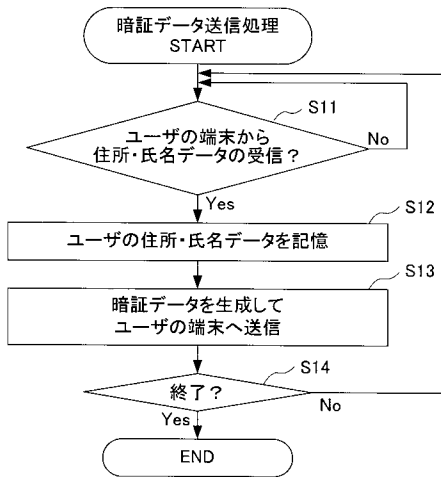


【図2】

10



【図3】



【図4】

オークション会員登録申込画面

住所

氏名

写真付証明書の選択

免許証

パスポート

その他

【図5】

本人確認テーブル

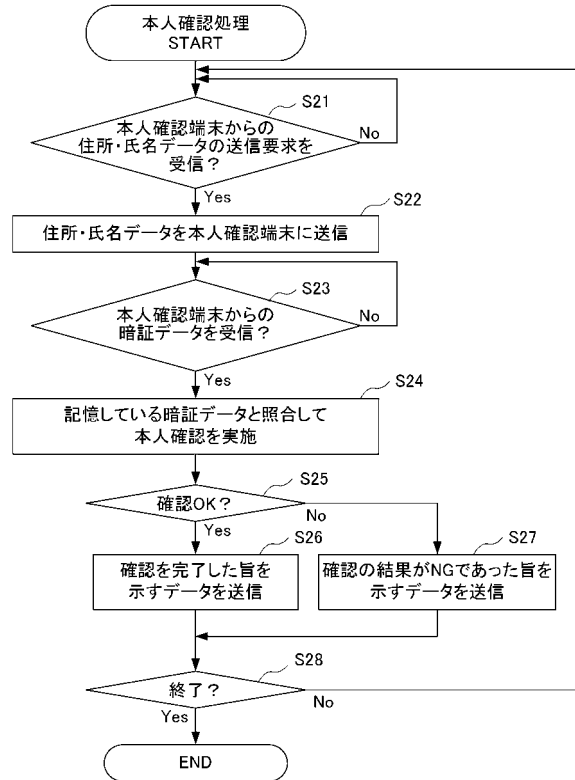
申込#	氏名	住所	発行暗証番号	写真付証明書の選択	本人確認結果
0001	出品太郎	東京都〇〇市△町……	123581	免許証	未
0002	会員花子	大阪市〇〇区……	123582	パスポート	OK
0003	……	……	……	……	……
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

【図6】

オークション会員登録申込結果画面

お申し込みありがとうございます。  
 あなた様の登録申込に対して暗証番号 123581 を発行しました。  
 後日、入力いただきましたご住所におうかがいいたしますのでそれ  
 までメモ等により大切に保管してください。  
 また、選択された写真付証明書のご用意をお願いいたします。

【図7】



【図 8】

訪問先表示画面

訪問先氏名 出品 太郎

訪問先住所 東京都〇〇市△町……

写真付証明書の選択  
免許証

閉じる

【図 9】

ご本人確認画面

お名前 出品 太郎 様

ご住所 東京都〇〇市△町……

暗証番号をご入力下さい  
\*\*\*\*\*

写真付証明書として「免許証」のご提示をお願いいたします。  
 エージェント確認

送信 キャンセル

【図 10】

ご本人確認完了画面

お名前 出品 太郎 様

ご住所 東京都〇〇市△町……

ありがとうございました。ご本人確認が無事完了しました！  
本日より当社オークションにご参加いただけます。

閉じる

【図 11】

ご本人確認NG画面

お名前 出品 太郎 様

ご住所 東京都〇〇市△町……

申し訳ございません。あなた様の暗証データと一致しないようです。  
もう一度ご入力になるか、弊社までお問い合わせください。

閉じる



## フロントページの続き

- (56)参考文献 特開2002-163445(JP,A)  
特開2002-157541(JP,A)  
特開2003-076750(JP,A)  
特開2003-058654(JP,A)  
特開平09-114881(JP,A)  
特開平9-282193(JP,A)  
特開2005-130407(JP,A)  
特開2004-280159(JP,A)  
特開2004-355646(JP,A)  
特開2002-366675(JP,A)  
特開2003-85465(JP,A)  
特開2002-269350(JP,A)  
特開2005-215889(JP,A)  
特開2002-279319(JP,A)  
国際公開第01/009807(WO,A1)  
国際公開第01/029637(WO,A1)

## (58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

G06Q 10/00 - 50/00